

福岡市消防局 会計年度任用職員 職務の概要

⑤ 防災普及員

採用予定人数	5人
応募資格	<p>次の①～⑤の要件をすべて満たす人</p> <p>① 消防吏員として概ね5年以上の実務経験を有する人又はそれと同等と認められる経験を有する人</p> <p>② 普通自動車運転免許を有する人（日常的な運転に支障がない人）</p> <p>③ パソコン操作ができる人（ワード・エクセル等）</p> <p>④ 任用期間を通じて職務に従事することができる人</p> <p>⑤ 次のいずれにも該当しない人</p> <ul style="list-style-type: none">拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p>
職務の概要	<ul style="list-style-type: none">出前講座等における防災等に関する教育及び訓練指導業務事業所、共同住宅等での避難訓練指導業務防災講習等における防災に関する教育及び訓練指導業務市民、事業所等への消火器、防災ビデオその他資機材の貸出し業務その他付随する業務で所属長が必要と認める業務
勤務場所	福岡市民防災センター（福岡市早良区百道浜1丁目3番3号）
勤務日	4週間を平均して1週間の勤務時間が27時間30分となるよう勤務を割り振ります。
休日	4週間を通じ12日
勤務時間及び休憩時間	1日の勤務時間：原則午前9時から午後5時まで（勤務の割振り及び業務の実情に応じ、勤務時間及び始業・終業時刻を変更する場合があります。） 休憩時間：正午から午後1時まで
時間外勤務	有
給料	月額194,067円から205,465円（地域手当を含む） ※ 採用日前10年間において、本市職員（臨時の任用職員や嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給します。
勤勉手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給します。
交通通費	条例、規程等に基づき別途支給します。（月55,000円まで）
その他諸手当	条例、規程等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇を付与します。 その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。
社会保険等	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他の	<ul style="list-style-type: none">給与支給日：毎月20日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日）採用までに関係条例、規程等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。